中止の事由 指定避難場所及び指定避難所の 開設となる場合		当該状況時 での貸出判断 - 不可	当該状況時での利用中止に 伴う料金徴収の有無		当該状況時	当該状況時での利用中止に 伴う料金徴収の有無		備考
			利用前 徴収しない	利用中 利用した時間 までの利用区分 で徴収する	- での貸出判断 - 不可	利用前	利用中	(避難所開設時の対応及び施設の料金に ついて別途島根県と協議中)
						徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	
警戒レベル 4以上 ・ 避難指示	・大社地域及び浜山公園周辺地域 (高松・荒木・遥堪)を含む範囲 において「警戒レベル4及び 5」、「避難指示」が発令された 場合	不可 (※)	徴収しない	利用した時間までの利用区分で徴収する	不可 (※)	徴収しない	利用した時間までの利用区分で徴収する	〇体育館が避難所となる可能性が高い。 〇新規貸出(個人利用含む)は不可。利用前の 予約は取消し。利用中の場合は主催者と現状 を踏まえて協議を行い対応とする。 ※「警戒レベル4・5」、「避難指示」が大社地 域及び浜山公園周辺地域を含まない場合、新 規貸出を除き、既存予約は利用可とする。 (但し、即時利用中止する可能性もある。)
警戒 レベル 3 ・ 高齢者等 避難	・大社地域及び浜山公園周辺地域 (高松・荒木・遥堪)を含む範囲 において「警戒レベル3」、「高 齢者避難」が発令された場合	可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	○公園への自主避難が想定される。 ○体育館が避難所となる可能性がある。 ○利用前の予約及び利用中の場合は、利用者と 現状を踏まえて協議を行い対応とする。 ○新規貸出(個人利用含む)も可とするが、 天候状況により即時中止する可能性もある。
特別警報 (大雨・暴風 暴風雪・大雪)	<ul><li>予約時間に出雲市に各特別警報 が発表された場合</li><li>予約時間の2時間前に出雲市に 各特別警報が発表されている 場合</li></ul>	不可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	不可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	〇公園への自主避難が想定される。 〇体育館が避難所となる可能性が高い。 〇新規貸出(個人利用含む)は不可。利用前の 予約は取消し。利用中の場合は主催者と現状 を踏まえて協議を行い対応とする。
警 報 (大雨・洪水 暴風・暴風雪 ・大雪)	<ul><li>予約時間に出雲市に各警報が発表された場合</li><li>予約時間の2時間前に出雲市に各警報が発表されている場合</li></ul>	可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	○公園への自主避難が想定される。 ○体育館が避難所となる可能性がある。 ○警報解除後の利用予定であっても、土砂災害 警戒情報や河川氾濫警戒情報が出ている場合 があるため、当該日中の利用中止に関しては 利用料を徴収しない。
	・公共交通機関等が止まり、大会や催し開催に支障がある場合	可	徴収しない	利用した時間 までの利用 区分で徴収する	可	徴収しない	利用した時間 までの利用 区分で徴収する	<ul><li>○体育館が避難所となる可能性が高い。</li><li>○利用前の予約及び利用中の場合は、利用者と現状を踏まえて協議を行い対応とする。</li></ul>
台 風	・気象庁の発表する台風の予報 円の進路予想(概ね2日前)が、 予約時間に出雲地区へ到達する おそれがある場合	可	徴収しない		可	徴収しない		〇体育館が避難所となる可能性がある。

中止の事由		当該状況時   伴う料		の利用中止に 徴収の有無	当該状況時	当該状況時での利用中止に 伴う料金徴収の有無		備考
		での貸出判断	利用前	利用中	一一 での貸出判断	利用前	利用中	
雨	・予約時間に降雨がある場合 ・予約時間にグラウンドに水たま りがある等、競技に支障がある 場合				可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	〇当日のグラウンド等施設の状況を見て判断 する。
雷	・予約時間に雷光や雷鳴が確認された場合				不可	中止する場合は 徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	〇利用開始及び、利用中の一時中断で様子を 見る。雷光・雷鳴が収まり次第開始・再開 とする。
雪	・公共交通機関等がストップし、 大会等の開催に支障がある場合 ・駐車場が使用できない場合 ・屋外施設においては、積雪で 競技ラインが見えない等、競技 に支障がある場合及び、予約時 間に積雪がある場合	可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	<ul><li>○駐車場については除雪機を活用し、可能な限りの駐車スペースを確保する。</li><li>○球技場やテニスコート等の屋外施設の利用において、利用者がレーキやブラシを用いて除雪して利用する分には可とするが、滑りやすい状況であることを必ず告知し、普段以上にケガへの注意喚起を行う。</li></ul>
高温	<ul> <li>予約時間に熱中症警戒アラートが発表された場合(環境省「熱中症予防情報サイト」の「出雲」で「危険(31以上)」予測の場合)</li> <li>・予約時間にWBGT測定器が「危険」の数値(31以上)を示した場合(空調完備の施設は除く)</li> </ul>	可	徴収する (空調使用を勧める。)		可	徴収しない	利用した時間までの利用区分で徴収する	<ul><li>○予約を取られる際、気温のリスクを承知し、 中断や中止の可能性も踏まえて運営計画を 立ててもらわなければならない。 特に屋内施設の利用は、空調設備使用も視野 に予算計画を立ててもらう必要がある。</li></ul>
低温	・低温注意報が発表された場合	可		にする を勧める。)	可	徴収する		
地震	<ul><li>・地震発生後、施設の安全が確認できていない場合</li><li>・主催者や参加者等利用に関係する者が被災し、大会開催ができないとなった場合</li></ul>	安全確認を 行うまで 立入不可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	安全確認を 行うまで 立入不可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	<ul><li>○屋外施設が避難場所となる可能性が高い。</li><li>○利用中であっても、施設の状況により中止してもらう可能性がある。</li></ul>
インフル エンザ等	・県や市の教育委員会、学校長 から休校や校外活動中止の指示 が出され、その対象児童生徒が 参加する利用を中止する場合	可	徴収しない		可	徴収しない		〇インフルエンザ等感染の疑いがある者は原貝 入場禁止。

浜山公園	施設の利用中止に係る判断基準	【 屋内施設	(体育館・陸上競技場会議室 等) 】		【 屋外施設(陸上競技場·野球場 等) 】			
中止の事由		当該状況時 での貸出判断	当該状況時での利用中止に 伴う料金徴収の有無		当該状況時	当該状況時での利用中止に 伴う料金徴収の有無		
			利用前	利用中	での貸出判断	利用前	利用中	
新型コロナ	・感染予防のための中止	不可	徴収しない		不可	徴収しない		※島根県からの指示事項
	・ドローン使用、結婚式の前撮り 等、予約時間の天候により実施 判断が難しい場合				可	徴収しない		〇当該予定時刻が悪天候(雨・風等)の場合。 原則代替日を設けて対応する。
その他	・台風や大雨等の事由に基づき、 県や市の教育委員会、学校長 から休校や校外活動中止の指示 が出され、その対象児童生徒が 参加する利用を中止する場合	可	徴収しない		可	徴収しない		〇上位権者等の判断で、利用者の責ではない 場合。
	・指定管理者が施設の管理運営上 支障があると判断した場合 (施設の損壊や設備故障等)	不可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	不可	徴収しない	利用した時間 までの利用区分 で徴収する	